

北上市市民提案型協働事業実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、北上市まちづくり協働推進条例（平成24年北上市条例第40号）第11条第1項に定める提案（以下「協働提案」という。）につき、予算の範囲内で補助金を交付することについて北上市補助金交付規則（平成3年北上市規則第57号。以下「規則」という。）及び北上市補助金交付要綱（平成3年北上市告示第16号）で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(協働提案)

第2 協働提案は、提案する市民等と市長等が協働で行うことによって地域課題や社会的課題の解決が見込まれる公益性の高い自主的な取り組みで、次年度以降も継続して実施されるものとする。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定にかかわらず協働提案の対象としない。

- (1) 構成員の親睦又は趣味活動を目的とする提案
- (2) 特定の個人や市民活動団体のみが利益を受ける提案（地域全体に利益が還元される事業として認められる事業を除く。）
- (3) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある提案
- (4) その他市長が適当でないと認める提案

(団体)

第3 協働提案を行う市民等（以下「提案者」という）は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 特定の政党の利害に関する政治活動を行わないものであること。
- (2) 特定の宗教、宗派、教団等を支援する活動を行わないものであること。
- (3) 組織的かつ計画的に活動しており、将来も継続できるものであること。
- (4) 市内に事務所及び活動場所を有するものであること。（主に北上市の出身者で構成される市外の団体が北上市の公益に寄与する場合を含む。）
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成13年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下、同じ）又は暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員又はその構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）の統制の下にあるものではないこと。

(補助対象)

第4 補助の対象となる経費は、別表に定めるものとする。

(提案方法)

第5 提案者は、北上市協働事業提案書（様式第1号。以下「提案書」という。）に次の書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 協働事業実施計画書（様式第2号）
- (2) 協働事業収支予算書（様式第3号）
- (3) 提案者の概要
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 同一の提案者から同趣旨で通算して3回不採択とされた協働提案は、翌年度以降同一の提案者から同趣旨の提案をすることはできない。

3 採択された協働提案と同趣旨の提案は、同一の提案者から翌年度以降提案できない。

（調査）

第6 市長は、提案書について次に掲げる事項を調査し、協働の相手方となる市の担当課（以下「担当課」という。）を決定する。

- (1) 第3に規定する提案の資格の有無
- (2) 法令、条例等の違反の有無
- (3) 市の他の制度等による実施の有無

（審査）

第7 協働提案の審査は北上市協働推進審議会（以下「審議会」という。）が行い、結果を市長に報告するものとする。

2 9月末日までに提出された協働提案は当該年度内に審査を行い、それ以降に提出された協働提案は翌年度に審査を行うものとする。

（審査方法）

第8 協働提案の審査方法は次に掲げるとおりとする。

- (1) 一次審査 第5により提出された提案書について、書面により審査を行う。
- (2) プレゼンテーション審査 団体及び担当課が提案内容について、公開プレゼンテーションを行う。

2 市長が認めた場合は、前項第1号及び第2号とは併せて行うことができる。

（審査基準）

第9 審査基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 公共公益性 不特定多数の市民の利益につながり、公共的な地域課題の解決に必要とされていること。
- (2) 独自性 提案者独自の工夫が盛り込まれていること。
- (3) 役割分担 担当課と提案者の役割分担が適切なこと。
- (4) 協働の効果 協働により相乗効果及び波及効果が期待できること。
- (5) 経費の妥当性 予算の収支及び積算が妥当であること。
- (6) 実現性 事業の実施に無理のない内容であり、実現が可能であること。
- (7) 能力 事業を担う体制、能力を有していること。
- (8) 継続性 事業に継続性があり、翌年度以降も発展が見込めること。

(辞退)

第10 第5に定める提案書を提出した提案者が辞退するときは、速やかに市長あて報告するものとする。

(協働提案の選考)

第11 市長は、第7に規定する報告に基づき、提出された協働提案の採択又は不採択を決定する。

2 採択する提案は、1年度につき1つとする。

3 市長は、選考結果を提案者に対して速やかに書面により通知するものとする。

4 採択された協働提案は、当該協働提案にかかる予算の成立をもって提案者と市長等で実施する協働事業（以下「協働事業」という。）とする。

(交付の申請)

第12 第11の規定により協働事業を実施する提案者（以下「事業実施者」という。）は、補助金の交付申請を行わなければならない。

(実施の時期)

第13 協働事業は、当該協働事業にかかる経費が市の予算に計上されている年度に実施するものとする。

(協定の締結)

第14 市長は、事業実施者と当該協働事業の実施前に協定を締結するものとする。

2 第15第1項の規定により、協働事業の内容を変更したときは、必要に応じて協定を変更するものとする。

(事業内容の変更等)

第15 事業実施者は、協働事業の内容を実施前又は実施中に変更又は中止しようとするときは、北上市協働事業変更（中止）承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、変更又は中止に関して承認を得なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 事業実施者は、当該事業が予定の期間に完了する見込みのない場合、完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告等)

第16 事業実施者は、協働事業が終了したときは、北上市協働事業実績報告書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 第15の規定により、協働事業の中止が承認された場合は、北上市協働事業中止報告書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(実施事業の評価と公表)

第17 市長は、事業実施者と実施した協働事業について評価するものとする。

2 前項に規定する評価の結果については、公表するものとする。

(補則)

第18 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

別表(第4関係)

費目	補助対象経費
報償費	外部講師等への報償費 専門性を有している団体構成員が、講師となった時の報償費(事業期間内で1人当たり50,000円以内に限る。)
人件費	事業を行うために必要な人件費
物品購入費	事業に必要な道具、材料や消耗品費等の購入費
委託外注費	協働相手以外の者に対する、高度な作業や制作等、特定の一部作業を外部委託する際の費用
交通費	講師旅費や打ち合わせに係る高速道路利用料等
物品借上料	事業に必要な機材のレンタル及びリース費用(補助金額の1/2以内)
通信運搬費	郵便、宅配便等に要する費用
使用料	イベント、会議、ワークショップ等の施設及び設備の使用料
印刷製本費	チラシやポスター等の印刷費(補助金額の1/2以内、成果品を除く。)
食糧費	会議又はワークショップ若しくは参加者を集めて実施するイベント(ボランティア活動等)における茶菓代
保険料	ボランティア保険等の経費(実施団体のスタッフに係る分のみ)
その他	市長が必要と認める経費